

## 真鶴町議会広報特別委員会設置に関する決議

次のとおり真鶴町議会広報特別委員会を設置するものとする。

- 1 名 称 真鶴町議会広報特別委員会とする。
- 2 設置の根拠 地方自治法第 109 条及び真鶴町議会委員会条例第 5 条による。
- 3 目 的 議会は、真鶴町議会広報特別委員会に対し、次の事項を付託する。
  - (1) 真鶴町議会広報誌の発行に関する事項
  - (2) 真鶴町議会の広報に関する事項
- 4 委員の定数 5 人の委員をもって構成する。
- 5 設置の期間 委員の任期は議員の任期とし、真鶴町議会広報特別委員会は、議会の閉会中も調査、研究を行うことができるものとし、議会が本件終了を議決するまで、継続して調査、研究を行うものとする。